

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

本問は、自白法則について、その趣旨から規範を導いたうえで、当該規範に具体的事実をあてはめて、自白の証拠能力が認められるか否かを判断する問題である。まず、自白法則について、憲法および刑事訴訟法の規定を示しつつ、同法則の趣旨について自己の採る見解を根拠とともに述べる必要がある。見解については、①虚偽排除説、②人権擁護説、③それらの併用説、④違法排除説の各説のうち、いずれかについて論述すればよい。それらの見解から自己の見解を述べたうえで、同見解からすれば不任意自白とはどのような自白をいうのか、明確に規範を示すことが求められる。

事実のあてはめについては、警察官が甲に対して利益誘導、約束を用いて取調べを行った取調べ方法の問題点について指摘したうえで、上記①～③のいわゆる任意性説をとる場合には、警察官が用いた取調べ方法が甲の心理にどの程度影響を及ぼしたのかを中心に、不任意自白といえるのか否かを丁寧に認定する必要がある。④説をとる場合には、警察官の行為が違法といえるのか、違法といえる場合、具体的にいかなる法規に違反するのかを明示する必要がある。いずれにせよ、単に事実を羅列するにとどまらず、事実の有する意味について、評価を加え、法的結論を導き出すことが求められる。

以上